



報道発表資料の配付日時 5月26日(木) 15時00分

|                  |   |                     |  |
|------------------|---|---------------------|--|
| 発表項目<br>(行事名)    | 胆振及び釧路総合振興局管内における野鳥監視重点区域の解除について  |                     |  |
| 記者レクチャー<br>のお知らせ | (実施日時)  | 発表者                 |  |
|                  |   | 発表場所                |  |
| 概要               | <p>○ 4月16日(土)に白老町内の農場の家きん(鶏)が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であると確認されたことに伴い、同日に環境省が指定した野鳥監視重点区域(家きん農場から半径10km以内)は、その後、区域内で野鳥の大量死等が確認されなかったため、5月25日(水)24時に解除(※)されました。</p> <p>○ 4月26日(火)に釧路市内の農場の家きん(エミュー)が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であると確認されたことに伴い、同日に環境省が指定した野鳥監視重点区域は、その後、区域内で野鳥の大量死等が確認されなかったため、5月25日(水)24時に解除(※)されました。</p> <p>※ 環境省では、家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目として28日目の24時に野鳥監視重点区域を解除するとしております。</p> <p>〈道の今後の対応〉<br/>国内の野鳥サーベイランス(調査)が「対応レベル3」(最高レベル)とされていることから、各振興局で野鳥生息場所の監視、死亡野鳥等の検査などの監視強化を継続します。</p> |                     |  |
| 参考               | ○ 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。   |                     |  |
| 報道(取材)に当たってのお願い  |   |                     |  |
| 他のクラブとの関係        | 同時配付<br>同時レク  | 環境省、胆振総合振興局、釧路総合振興局 |  |
| 担当<br>(連絡先)      | 環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(担当者:車田)<br>TEL:011-231-4111(内線24-384)ダイヤルイン:011-204-5205   |                     |  |